

北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点利用負担額を定める内規 の一部を改正する内規

平成27年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点利用内規（以下「利用内規」という。）第10条第2項の規定に基づき、北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点（以下「本拠点」という。）の利用負担額に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 経費の負担額は、次のとおりとする。

(1) 研究室・実験室

ア. 研究室・実験室の面積1平方メートル当たり月利用負担額は次のとおりとする。

名称	月利用負担額
一般施設	3,900円
動物実験施設	5,200円

イ. 利用単位が1カ月に満たない場合は、日割り計算を行わない。

ウ. 月利用負担額のほか、光熱水料等の実費相当額は利用者の負担とする。

(2) 研究室・実験室の1デスク（約6㎡）

ア. 研究室・実験室の1デスク（約6㎡）の年度利用負担額は、次のとおりとする。

名称	年度利用負担額
1デスク（約6㎡）	292,500円

イ. 利用単位が1カ年度に満たない場合は、月割り計算を行う。

(3) 多目的ホール等

ア. 多目的ホール等の利用負担額は、次のとおりとする。

	事項	基本貸付料 (1時間あたり)
ア	多目的ホール(481㎡)	10,800円
イ	フューチャールーム(122㎡)	2,700円
ウ	ディスカッションプラザ(102㎡)	2,300円
エ	オープンカフェ(186㎡)	4,200円
オ	セミナールーム(110㎡)	2,500円
カ	展示スペース(52㎡)	1,100円
キ	ミーティングルーム(52㎡)	1,200円

①平日

1 日を 3 区分に分割し、時間単位で貸付を行う。

午前：9 時 00 分～13 時（基本貸付料）

午後：13 時～17 時（基本貸付料×1.2 倍）（百円未満四捨五入）

夜間：17 時～9 時 00 分（基本貸付料×1.3 倍）（百円未満四捨五入）

ただし、21 時～9 時 00 分については、フード&メディカルイノベーション国際拠点の管理運営責任者が特に認めた場合、貸付料を徴収しない。

②休日(平日×1.2 倍)

1 日を 3 区分に分割し、時間単位で貸付を行う。

午前：9 時 00 分～13 時（基本貸付料×1.2 倍）（百円未満四捨五入）

午後：13 時～17 時（基本貸付料×1.2 倍×1.2 倍）（百円未満四捨五入）

夜間：17 時～9 時 00 分（基本貸付料×1.3 倍×1.2 倍）（百円未満四捨五入）

ただし、21 時～9 時 00 分については、フード&メディカルイノベーション国際拠点の管理運営責任者が特に認めた場合、貸付料を徴収しない。

イ. 利用単位は 1 時間単位とし、1 時間未満は 1 時間に切り上げる。

2 管理運営責任者が特別に認める場合は、前項各号で定める利用負担額を減免することができるものとする。

(その他)

第 3 条 この内規に定めるもののほか、本拠点の利用負担額に関して必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 4 年 3 月 31 日現在利用を許可されている者であって、かつ、この内規の施行日以降引き続き利用を許可された者が負担する研究室・実験室の面積 1 平方メートル当たり月利用負担額は、改正後の第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、令和 4 年 4 月 1 日以降最初に延長した利用期間が満了するまでの間は、一般施設 3,000 円、動物実験施設 4,300 円とする。